



# 山形県公報

平成24年8月17日(金)  
第2369号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……989
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……990
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……991
- 同……………(同) ……同
- 一般国道の供用の開始……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……992
- 同……………(同) ……同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(村山総合支庁地域振興課) ……同
- 平成24年度クリーニング師試験の実施……………(食品安全衛生課) ……同
- 平成24年度毒物劇物取扱者試験の実施……………(保健薬務課) ……993
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・まちづくり振興課) ……同
- 大規模小売店舗の新設の届出……………(同) ……994
- 指定管理者の募集……………(森林課) ……995

## 告 示

### 山形県告示第825号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年8月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地             | サービスの種類 | 指定年月日       |
|--------------------|-------------------------|---------|-------------|
| サードステージ株式会社        | ゆたかの家<br>酒田市ゆたか二丁目5番地の1 | 通 所 介 護 | 平成24. 7. 18 |

### 山形県告示第826号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年8月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地             | サービスの種類  | 指定年月日       |
|----------------------|-------------------------|----------|-------------|
| サードステージ株式会社          | ゆたかの家<br>酒田市ゆたか二丁目5番地の1 | 介護予防通所介護 | 平成24. 7. 18 |

**山形県告示第827号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成24年8月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                   | サービスの種類 | 廃止年月日      |
|--------------------|-------------------------------|---------|------------|
| 太平ビルサービス株式会社       | タイヘイケアサービス<br>鶴岡市末広町5番マリカ西館5F | 訪問介護    | 平成24. 7. 6 |

**山形県告示第828号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成24年8月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                   | サービスの種類  | 廃止年月日      |
|----------------------|-------------------------------|----------|------------|
| 太平ビルサービス株式会社         | タイヘイケアサービス<br>鶴岡市末広町5番マリカ西館5F | 介護予防訪問介護 | 平成24. 7. 6 |

**山形県告示第829号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成24年8月17日から同月30日まで縦覧に供する。

平成24年8月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 路線名 赤坂真室川線
- 供用開始の区間 新庄市大字昭和字昭和159番1から  
同 126番1まで
- 供用開始の期日 平成24年8月17日

**山形県告示第830号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年8月17日から同月30日まで縦覧に供する。

平成24年8月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 344号
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区              | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|----------------|---|------|----------|---------|
| 酒田市麓字横道10番11から |   | 旧    | 15.8メートル | 167メートル |
| 同 字荒町58番36地先まで |   |      | 15.8     |         |
| 同              | 上 | 新    | 21.8メートル | 同上      |
|                |   |      | 15.8     |         |

## 山形県告示第831号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年8月17日から同月30日まで縦覧に供する。

平成24年8月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 海ヶ沢松山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区               | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員   | 延長     |
|-----------------|---|------|---------|--------|
| 酒田市山寺字欠ノ上167番から |   | 旧    | 8.8メートル | 55メートル |
| 同 63番2まで        |   |      | 7.5     |        |
| 同               | 上 | 新    | 9.2メートル | 同上     |
|                 |   |      | 7.5     |        |

## 山形県告示第832号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年8月17日から同月30日まで縦覧に供する。

平成24年8月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 酒田松山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区              | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|----------------|---|------|----------|---------|
| 酒田市大町字上割70番4から |   | 旧    | 34.0メートル | 560メートル |
| 同 463番まで       |   |      | 32.0     |         |
| 同              | 上 | 新    | 34.0メートル | 同上      |
|                |   |      | 32.0     |         |
| 同              | 上 | 新    | 14.0メートル | 570メートル |
|                |   |      | 12.0     |         |

## 山形県告示第833号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年8月17日から同月30日まで縦覧に供する。

平成24年8月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 344号
- 2 供用開始の区間 酒田市麓字横道10番11から  
同 字荒町58番36地先まで

- 3 供用開始の期日 平成24年8月17日

#### 山形県告示第834号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年8月17日から同月30日まで縦覧に供する。

平成24年8月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 海ヶ沢松山線  
2 供用開始の区間 酒田市山寺字欠ノ上167番から  
同 63番2まで  
3 供用開始の期日 平成24年8月17日

#### 山形県告示第835号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年8月17日から同月30日まで縦覧に供する。

平成24年8月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 酒田松山線  
2 供用開始の区間 酒田市大町字上割70番4から  
同 463番まで  
3 供用開始の期日 平成24年8月20日

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成24年8月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成24年8月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- (1) 名称  
特定非営利活動法人 愛友会
- (2) 代表者の氏名  
松田 憲雄
- (3) 主たる事務所の所在地  
天童市中里七丁目3番13号
- (4) 定款に記載された目的  
この法人は、犯罪をした人、非行のある少年、長年仕事に就いていない人、身寄りのない高齢者等、直ちに社会に適応することが困難な人たちに対して、自立改善更正及び自立社会生活の支援に関する事業を行い、もって個人と公共の福祉の増進と安全で暮らしやすい社会づくりの推進に寄与することを目的とする。

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成24年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成24年8月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 試験の日時及び場所

| 区 分     | 日 時                                 | 場 所                  |
|---------|-------------------------------------|----------------------|
| 学 科 試 験 | 平成24年11月14日（水）<br>午前10時から午前11時30分まで | 山形市松波二丁目8番1号<br>山形県庁 |
| 実 技 試 験 | 同<br>午後0時30分から                      | 同                    |

## 2 受験手続

受験願書を平成24年9月26日（水）から同年10月10日（水）までの間に、県内居住者にあつては最寄りの総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁にあつては、保健福祉環境部保健企画課生活衛生室）に、県外居住者にあつては山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課に提出すること（郵送による提出の場合は、同日までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

## 3 その他

詳細については、各総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁にあつては、保健福祉環境部保健企画課生活衛生室）又は山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課（電話023(630)2329）に問い合わせること。

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成24年8月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 試験の日時及び場所

| 日 時                             | 場 所                      |
|---------------------------------|--------------------------|
| 平成24年11月7日（水）<br>午前10時30分から正午まで | 山形市香澄町三丁目4番5号<br>山形国際ホテル |

## 2 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

## 3 受験手続

受験願書を平成24年9月10日（月）から同年10月5日（金）までの間に、山形市松波二丁目8番1号健康福祉部保健薬務課に提出すること（郵送による提出の場合は簡易書留とし、同日までの消印のあるものに限り有効とする。）。

## 4 その他

詳細については、健康福祉部保健薬務課（電話023(630)2332）又は最寄りの保健所に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに上山市役所において平成24年12月17日まで縦覧に供する。

平成24年8月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングセンターヤマザワ上山店

上山市南町3番37号

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号

代表取締役 板垣宮雄

## 3 変更する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）6か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）

（変更後）4か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）

## 4 変更年月日

平成24年10月1日

## 5 届出年月日

平成24年7月30日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年12月17日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに上山市役所において平成24年12月17日まで縦覧に供する。

平成24年8月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ上山店

上山市矢来三丁目10番1外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号

代表取締役 板垣宮雄

## 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号

代表取締役 板垣宮雄

株式会社ヤマザワ薬品 山形市あこや町三丁目8番9号

代表取締役 山澤進

## 4 大規模小売店舗の新設をする日

平成25年3月31日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,269平方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 151台
- (2) 駐輪場の収容台数 40台
- (3) 荷さばき施設の面積 160平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 16.7立方メートル

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - イ 開店時刻 午前9時
  - ロ 閉店時刻 翌日の午前0時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から翌日の午前0時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数

6 か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後9時まで

8 届出年月日

平成24年7月30日

9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年12月17日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

山形県眺海の森の指定管理者を次のとおり募集する。

平成24年8月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

(1) 名 称 山形県眺海の森

(2) 所在地 酒田市土淵、同市山寺及び同市田沢地内

2 指定の期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

県内に主たる事務所を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

(3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。

(4) 法人税、法人県民税、法人事業税、自動車税、消費税、地方消費税その他の租税の滞納がないこと。

(5) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

(6) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。

(7) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。

4 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 平成24年8月17日（金）から同年9月28日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成24年9月28日（金）までに(2)に掲げる担当に到達すること。

(2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。

山形県農林水産部森林課林政企画担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023-630-2518

5 募集要項等

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県眺海の森条例（昭和63年7月県条例第40号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。

(2) 募集要項の配布期間は、平成24年8月17日（金）から同年9月14日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとし、配布場所は、4の(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望

する場合は、4の(2)に掲げる担当に問い合わせること。また、山形県のホームページの農林水産部内森林課のページからも入手することができる。

(3) その他この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。